

事務連絡

令和4年3月3日

都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

エキスパートパネルの実施要件の詳細について

「エキスパートパネルの実施要件について」（令和4年3月3日付け健が発0303第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）において、がんゲノムプロファイリング検査を行った一部の症例については、エキスパートパネルの全ての出席者が、セキュリティが担保されたファイル共有サービスや電子メール等を介してそれぞれ評価（以下「持ち回り協議」という。）を行い、当該対象症例に対する全ての出席者の見解が一致した場合においては、出席者がリアルタイムで協議可能な方法でのエキスパートパネルの開催は必要としないこととしたところです。

持ち回り協議のみ行い、リアルタイムでのエキスパートパネルの開催を必要としない症例については、下記の通りですので、管内の医療機関及び関係者に周知するよう御願います。

なお、持ち回り協議の全ての出席者において、下記に該当する症例であるとの見解が一致しない場合は、リアルタイムでのエキスパートパネルで協議を行う必要があることを重ねて申し添えます。

記

- 1 遺伝子異常（※1）が検出されなかった場合
- 2 検出されたすべての遺伝子異常（※1）が、以下の（1）～（4）のいずれかに該当する場合
 - （1）「次世代シーケンサー等を用いた遺伝子パネル検査に基づくがん診療ガイドランス（※2）」におけるエビデンスレベルAの遺伝子異常
 - （2）同ガイドランスにおけるエビデンスレベルRの遺伝子異常
 - （3）高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI - High）
 - （4）高頻度腫瘍遺伝子変異量（TMB - High）

（※1）ここでの遺伝子異常には意義不明変異（VUS）は含まれない。

（※2）日本臨床腫瘍学会・日本癌治療学会・日本癌学会の3学会合同で策定されたガイドランスの改定第2.1版。